

公益財団法人応用科学研究所
研究活動における不正行為防止に関する申合せ

第1条 本申合せの趣旨

研究資金等の不正使用防止に関しては、平成27年1月19日付の「公益財団法人応用科学研究所 研究用資金等の不正使用防止計画」（以下「防止計画」という。）により、原則的な考え方を示したが、それを補う主旨で研究活動における不正行為（※）の防止についても含めた本申合せを定め、より具体的な方針を運営会議申合せとして定めるものである。

※研究活動における不正行為とは、捏造、改ざん、盗用、その他をさす。ただし、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるもののみとする。

（研究活動における不正行為への対応等に関する文部科学省ガイドライン（H26年8月26日）に基づく。）

第2条 本申合せの対象者

本研究所の専任研究員のほか、特別研究員、共同研究員、招聘研究員、顧問研究員も対象者に含まれるものとする。また、研究資金の運用・管理に関与する他の所員も対象者とする。

第3条 研究所内の責任体制

防止計画第1条に示されているように、理事長を最高管理責任者とし、それを補佐するために統括管理責任者を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設ける。

第4条 推進委員会の役割

防止計画第2条に示されている通り、研究用資金等の運用・管理状況の確認、不正防止対策に加え、研究活動における不正行為防止を目的とした研究倫理教育を実施し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為の有無等を確認した結果を最高管理責任者に報告すること等を役割とする。

第5条 研究倫理教育の実施

研究倫理教育は電子媒体による手段を含め、年2回程度を目安として定期的の実施する。専任研究員、特別研究員及び研究資金の運用・管理に関与する他の所員にも受講を義務付ける。本研究所以外に本務先を有する共同研究員等については、任意参加とする。電子媒体による受講の場合には、内容を理解した旨の回答をもって、受講の確認とする。

第6条 一定期間の研究データの保存・開示

一定期間の研究データの保存・開示については、原則として全ての研究について実施する。ただし、研究の内容・性格に応じて、研究実施者と推進委員会の間で、適切な実施方法を協議する。また、知的財産権等の取得等との関係についても、必要に応じて協議を行う。

第7条 不正疑惑の調査

推進委員会において、適宜研究の進捗状況の調査、研究費の使途に関する調査等を行い、必要に応じて研究者に直接説明を求める。また、論文作成中の場合においては、捏造、改ざん、盗用などの不正行為が行われていないことを確認し、論文の二重投稿、不適切なオーサーシップ、関係者の利益相反などの不適切な行為についても防止を図る。

第8条 不正疑惑に関する告発・相談等への対処

- 1.（調査の実施と告発者・被告発者の扱い）①不正行為疑惑について、研究所内外から告発・相談等が提起された場合には、告発を受け付ける基準（不正行為の態様、事案の内容、不正とする科学的な合理性のある理由等）が満たされているか確認し、推進委員会が受け付け、告発内容の合理性・調査可能性について同委員会において速やかに予備調査を実施し、その結果を最高管理

責任者に報告する。その結果を踏まえて、30日以内に予備調査結果を配分機関及び文部科学省に報告し、本調査を実施する。

② 研究・配分機関は、受付窓口寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

③ 本研究所および研究者は、研究活動上の不正行為に関し推進委員会に通報等したことを理由として、該当通報者または相談者に対し不利益な取扱いをしてはならない。ただし、通報に関し通報者に悪意が認められる場合には、この限りではない。

④ 本研究所および研究者は、通報があったことを理由として、該当通報等の対象になった者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

2. (調査委員会) ① 本研究所は、本調査に当たっては、本研究所に属さない外部有識者を含む調査委員会を設置する。この調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

② 調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。

これに対し、告発者及び被告発者は、10日以内に本研究所に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、本研究所は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

③ 調査委員会は、本調査開始後150日以内を目安として調査した内容をまとめ、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者（調査対象者）の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定する。また、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せない時は、不正行為と認定する。

④ 認定を終了したときは、調査委員会は直ちに本研究所に報告する。

3. (調査結果の通知及び報告) ① 本研究所は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被告発者が本研究所以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

② 上記①に加えて、本研究所は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告する。

③ 悪意に基づく告発との認定があった場合、本研究所は告発者の所属機関にも通知する。

4. (不服申し立て) ① 不正行為と認定された被告発者は、30日以内に、本研究所に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

② 不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、本研究所は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、研究所が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

③ 本研究所は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。加えて、本研究所は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

④ 調査委員会が再調査を開始した場合は、あらかじめ定める期間（目安として50日）内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに本研究所に報告し、本研究所は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。加えて、本研究所は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

5. (調査結果の公表) ① 告発・相談等の受付窓口及び調査結果については、研究所のホームページで公表する。公表する調査結果の内容としては、不正等の内容、調査を踏まえた機関としての結論と判断理由、不正等の発生原因と再発防止対策等を含んだものとする。

- ②不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。
- ③また告発等が悪意に基づくものと認定された場合には、調査結果を公表し、研究所として告発者に対し厳重に抗議するとともに、必要に応じて告発・告訴等の法的手段を講じる。

第9条 誓約書

1. 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に規則等を遵守し、不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。
2. 競争的資金に関わる案件の取引業者で一定の水準を超える業者に対しては、第1項と同主旨の誓約書の提出を求める。

(平成27年9月16日運営会議決議)

(平成28年2月17日運営会議決議)

(平成29年1月18日運営会議決議)

(平成30年2月21日運営会議決議)

(令和3年10月20日運営会議決議)